

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第10号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項健康福祉部健康づくり推進課中「地域保健活動担当」の次に「地域栄養ケア推進担当」を加える。

第4条市長室広報広聴課第7号中「、苦情」を削り、同条総務部管財課第6号中「庁舎」を「本庁機関の庁舎（大和市保健福祉センター、大和市深見西一丁目2番17号の庁舎及び大和市深見西一丁目3番17号の庁舎を除く。次号において同じ。）」に改め、同部市民税課第2号中「異議申し立て及び」を削り、同部資産税課中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民経済部市民相談課に次の1号を加える。

(17) 行政対象暴力及び不当要求行為への対応の支援等に関すること。

第4条市民経済部市民課中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同部保険年金課第2号中「及び異議申し立て」を削り、同条健康福祉部健康福祉総務課に次の1号を加える。

(31) 市民後見人の養成及び活動支援に関すること。

第4条健康福祉部介護保険課第8号から第10号までの規定中「介護保険のサービス提供事業者」を「介護保険サービス提供事業者等」に改め、同課第15号中「介護保険施設」の次に「等」を加え、同条子ども部子ども総務課中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同課第13号中「母子福祉」を「ひとり親家庭等の福祉」に改め、同号を同課第12号とし、同課中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同部子ども・青少年課に次の1号を加える。

(13) 大和市深見西一丁目2番17号の庁舎及び大和市深見西一丁目3番17号の庁舎の維持管理に関すること。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課第22号中「図書館」を「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」に改め、同課中第26号を第30号とし、第25号を第29号とし、第24号の次に次の4号を加える。

(25) 大和市立渋谷図書館の管理運営に関すること。

(26) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。

(27) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の紹介、相談及び読書案内に関する  
こと。

(28) 大和市立渋谷図書館における読書会その他の各種行事の開催に関する  
こと。

第4条街づくり計画部街づくり計画課第1号中「都市計画基礎調査等」を「都市計画法に基づく基礎調査等」に改め、同課中第27号を第31号とし、第26号を第30号とし、第25号を第29号とし、同課第24号中「指導」を「協議等」に改め、同号を同課第28号とし、同課中第23号を第27号とし、第19号から第22号までを4号ずつ繰り下げ、第18号を削り、第17号を第22号とし、第16号を第21号とし、同課第15号中「都道府県」の次に「等」を加え、同号を同課第20号とし、同課第14号中「及び監督処分」を「監督処分等」に改め、同号を同課第19号とし、同課中第13号を第18号とし、第7号から第12号までを5号ずつ繰り下げ、同課第6号中「建築物等」を「建築物の建築等」に改め、同号を同課第11号とし、同課中第5号を第10号とし、同課第4号中「(街づくり推進課が所管するものを除く。)」及び「等」を削り、同号を同課第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 都市計画法に基づく都市計画施設区域内及び市街地開発事業施行区域内における建築物の建築に係る国の機関との協議に関する  
こと。

第4条街づくり計画部街づくり計画課第3号の次に次の4号を加える。

(4) 都市計画法に基づく田園住居地域内における建築等の許可に関する  
こと。

(5) 都市計画法に基づく田園住居地域内における建築等に係る国の機関又は地方公共団体との協議に関する  
こと。

(6) 都市計画法に基づく市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可に関する  
こと。

(7) 都市計画法に基づく市街地開発事業等予定区域内における建築等に係る国の機関との協議に関する  
こと。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 連絡所のうち、大和連絡所及び桜ヶ丘連絡所の事務分掌は、前項第1号から第6号まで、第17号及び第23号に掲げる事務とし、中央林間分室の事務分掌は、前項第1号から第10号まで、第12号から第20号まで及び第23号から第27号までに掲げる事務とする。

第17条第1項中「腎臓<sup>じん</sup>内科」を「腎臓内科」に改め、「呼吸器外科」の次に「消化器外科」を加え、「乳腺<sup>せん</sup>外科」を「乳腺外科」に改め、「整形外科」の次に「精神腫瘍科」を加え、同項事務局医事課中「医事担当 入院担当」を「医事・入院担当」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。